

## 柏崎市農地利用最適化推進委員募集要項

### 1 募集人数

27人（次の担当地区ごとに募集人員を定める。）

### 2 担当地区

田尻地区 2人、中鰐石地区 2人、南鰐石地区 1人、北条地区 2人、  
西中通地区 3人、北鰐石地区 2人、中通地区 2人、柏崎地区 2人、  
米山・上米山地区 1人、高田地区 2人、上条地区 1人、別俣地区 1人、  
野田地区 1人、鶴川地区 1人、高柳地区 2人、西山地区 2人

### 3 任期

農業委員会から委嘱された日

令和8（2026）年7月20日（予定）から令和11（2029）年7月19日まで

### 4 身分

柏崎市の特別職の非常勤職員

### 5 主な職務

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条に規定する職務

- （1）総会に出席し、担当区域内の農地等の利用の最適化の推進に関する意見を述べる
- （2）担い手への農地集積・集約化
- （3）遊休農地の発生防止・解消
- （4）新規参入の促進
- （5）遊休農地に係る調査及び遊休農地所有者への利用意向調査
- （6）農地の賃貸、売買や転用等に関わる現地調査、関係者への聴取、非農地判断 など

### 6 委員報酬等

市が定める報酬（月額20,000円）及び交通費を支給

### 7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

地域で信頼を得ている、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し活動できる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- （1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （2）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）農業委員
- （4）柏崎市の職員

## 8 推薦及び応募の方法

次の書類を郵送又は持参により、柏崎市農業委員会事務局に提出してください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、御了承ください。

### (1) 推薦応募の場合

- ・ 推薦書 1部
- ・ 農地利用最適化推進委員調書【推薦用】 1部

### (2) 個人応募の場合

- ・ 農地利用最適化推進委員申込書兼調書【応募用】 1部

## 9 受付期間

令和8(2026)年4月24日(金)から令和8(2026)年5月21日(木)(必着)まで。持参される場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

## 10 選任方法

選任に当たっては、提出された書類を基に評価を行います。必要に応じて面接を行う場合があります。

推薦を受けた者及び応募した者の中から候補者を選定し、担当地区を定めて農業委員会会長が委嘱します。

選任の結果は、農業委員会総会での議決後、郵送で本人あてに通知します。

## 11 留意事項

提出のあった推薦及び応募に係る書類を基に次の内容をまとめ、受付期間の中間及び終了後に柏崎市ホームページで公表します。

- (1) 推薦をする者(3人以上の個人)については、氏名、職業、年齢、性別、推薦の理由
- (2) 推薦をする者(法人又は団体)については、名称、目的、代表者氏名、構成員数、構成員たる資格、推薦の理由
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者は、氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況、応募の理由、地区、農業委員への推薦・応募の有無
- (4) 推薦を受けた者の数
- (5) 応募した者の数

## 12 提出先及び問い合わせ先

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号 柏崎市役所3階  
柏崎市農業委員会事務局 電話：21-2276(直通)